

TMI Associates Newsletter

SUMMER 2011
Vol.8

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- P.1 「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」の公表とパブリックコメント手続について
- P.2 原子力損害の賠償に関する法律と政府による支援の枠組み
- P.4 企業結合規制の見直しと実務対応
- P.6 Rotterdam Rulesが海運実務に与える影響
- P.8 TMI月例セミナー紹介、書籍紹介
- P.8 被災地無料法律相談プロジェクトの報告
- P.8 改正民訴法成立の報告

「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」の公表とパブリックコメント手続について

— 弁護士 高山崇彦
— 弁護士 辻岡将基

第1 「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」について

現在、法務省に設置された法制審議会民法(債権関係)部会(以下「本部会」という。)において、民法(債権関係)の改正論議が進められており、実現すれば民法の制定後初めての抜本的な大改正となる。改正の対象は民法の「債権関係」の規定とされており、具体的には民法典のうち、いわゆる債権総論及び契約に関する規定に加えて、総則の規定のうち法律行為、代理、消滅時効等の債権に関連の深いものも含まれている。

このような改正作業が進められている背景事情としては、主として①制定当時(明治時代)からの社会・経済環境の変化への対応と、②国民一般へのわかりやすさという観点が掲げられている。すなわち、制定から110余年が経過し、社会的、経済的な環境の激変に伴い、民法の規律対象となる私人間の取引等が制定当時に想定されていたものから大きく変化したことから、これに伴い新たに生じている諸問題に対応するための手当てをすることや、これまでに多数形成されている判例法理を明文化した

り、用語を現代化するなどして、国民に分かりやすくすること等が改正の理由とされている。

本部会では、平成21年10月の発足以来、約1年半の間に合計26回の会議が開催され、活発な審議が行われてきたが、平成23年4月12日の第26回会議において、「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」(以下「中間論点整理」という。)が部会決定された。中間論点整理は、本部会におけるこれまでの議論の到達点を確認するとともに、民法改正において今後議論すべき論点の範囲を明らかにするものと位置付けられている。

中間論点整理は、平成23年6月1日から同年8月1日までの間、パブリックコメント手続に付されている。上記のとおり、中間論点整理の趣旨が今後議論すべき論点の範囲を示すところにあることから、パブリックコメントにおいては、取り上げられている各論点に関する立法提案に対する賛否の意見もさることながら、次のステージで議論する際の留意事項や新たに検討すべき事項等を指摘することが求められている。

第2 約款に関する提案について

中間論点整理において取り上げられている論点には、企業の経済活動に大きな影響を与え得るものが多数存在する。この中でも広く関心を集めているものとして約款に関する提案がある。具体的には、「約款の定義」や「不当条項規制」等のいくつかの提案がされているが、本稿では紙幅の関係から「約款の組入要件の内容」及び「約款の変更」(中間論点整理第27-3、27-4)について紹介したい。

約款の組入要件とは、約款を用いた取引において、約款が契約の内容とされるために充足すべき要件のことをいう。現代社会においては、約款を用いた取引が広く行われているにもかかわらず、約款の組入要件については、民法はもちろんのこと、どの法律にも規定されていない。そこで、この点を明確にすべく、中間論点整理においては、①「契約締結までに約款が相手方に開示されていること及び当該約款を契約内容とする旨の当事者の合意」があつて初めて約款が契約内容になるという考え方や、②「相手方が個別に交渉した条項を含む約款全体、更には実際

に個別交渉が行われなくてもその機会があった約款は当然に契約内容になる」という考え方、さらには、③「約款が使用されていることが周知の事実になっている分野においては約款は当然に契約内容になる」といった考え方が紹介されている。

約款の組入要件が約款使用者(事業者)に過大なコストを課すものとなれば、約款を使用した取引の利便性は著しく限定され、大量の取引を迅速に処理するためのツールとしての約款の本来の機能が損なわれる結果となりかねない。また、当該コストが取引の相手方に有形無形の形で転嫁される可能性もあり、結果的に誰にとっても望ましくない規律となってしまうことが懸念される。他方で、現在の実務に十分に配慮した組入要件が規定されれば、約款の拘束力に明確な法的根拠が与えられ、紛争の防止や取引の安全に資することになるため、実務にとっては望ましい改正であると評価し得る。

次に、約款の変更は、本部会第11回会議の議論における実務家委員の提言を受け、中間論点整理に取り上げられたものである。具体的には、「約款使用者による約款の変更について相手方の個別の同意がなくても、変更後の約款が契約内容になる場合があるかどうか、どのような場合に契約内容になるかについて、検討してはどうか」との提案がされている。契約の変更には相手方の個別の同意が必要となるのが原則であるが、約款を用いて大量取引を行う事業者が約款変更について全ての相手方から個別に同意を取得することは現実的には不可能である。実際には関係法令の改正や行政の指導等により、約款を事後的に変更しなければならぬ機会が多々生じることからすれば、実務的に機能する約款変更の規律が民法に設けられることになれば、その意義は非常に大きいと考えられる。

第3 結語

前記の約款変更に関する実務家からの提言を契機とする検

討論点の追加にも表れているように、今回の民法改正は、実務界にとっては、望ましい民法のあり方を提言するチャンスといえる。また、そのような提言によってこそ、多様な立場からの現代的なニーズを踏まえた充実した論議が可能となり、「制定当時から社会・経済環境の変化への対応」という改正の目的が達成されるといえよう。

今後の改正作業の詳細なスケジュールは本稿執筆時点では公表されていないものの、パブリックコメントの結果を踏まえて、中間試案のとりまとめに向けた第二読会が本部会において早々に開始される予定である。引き続き、議論の状況を注視するとともに、情報発信をしていく必要がある。

以上

弁護士
高山崇彦
(1966年生)

Takahiko Takayama
直通 / 03-6438-5480
MAIL / ttakayama@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務
金融取引
保険 / 年金
企業合併・買収(M&A)
事業再建 / 倒産処理
紛争解決



【登録、所属】

第一東京弁護士会(2007)

弁護士
辻岡将基
(1981年生)

Masaki Tsujioka
直通 / 03-6438-5421
MAIL / mtsujioka@tmi.gr.jp

【登録、所属】

東京弁護士会(2007)



原子力損害の賠償に関する 法律と政府による支援の枠組み

— 弁護士 野間敬和

第1 はじめに

本年5月13日、政府は、原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において、「東京電力福島原子力発電所に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」(以下「本件枠組み」という。)を決定した⁽¹⁾。本件枠組みは、東京電力による政府に対する支援の要請を受けて策定されたものである。これに先立ち、東京電力は、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)に基づいて公平かつ迅速な賠償を行う旨を表明し、資金面での困難を理由として政府に対して支援の要請を行っていた。

本稿では、まず原賠法の概要について解説するとともに、本件枠組みの内容を紹介する。

第2 原賠法の目的

原賠法は、原子力災害が発生した場合における被害者の保護と原子力の事業の健全な発展を目的としている。原賠法による補償の基本的な構想は、①原子力事業者の責任の厳格化と責任の集中、②原子力事業者への損害賠償措置の強制、及び③原子力損害の賠償に関する国による援助等にある。

第3 原子力事業者への損害賠償義務の要件

原賠法3条1項は、(1)原子炉の運転等を行う(2)原子力事業者は、(3)原子炉の運転等により原子力損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負うと規定する。但し、(4)その損害が異常な天災地変等に起因する場合、原子力事業者は免責される。以下、本件事故に関連付けて、それぞれの要件について解説を行う。

まず、「(1)原子炉の運転等」とは、原子炉の運転、核燃料物質の使用、使用済燃料の保存及びこれら行為に付随する核燃料物

質等の運搬、貯蔵又は廃棄等をいう。本件事故は「原子炉の運転等」に伴って発生したものである。

次に、「(2)原子力事業者」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づいて原子炉の設置許可を受けた者等が該当し、福島原子力発電所を運営する東京電力は、原子力事業者⁽²⁾に該当する。なお、原賠法は、被害者の徹底的な保護を図るため、原子力事業者⁽²⁾に厳格な責任を負わすべく、損害賠償の要件として原子力事業者の故意・過失を不要としている。他方、原賠法は、損害賠償義務を原子力事業者⁽²⁾に集中させ、それ以外の第三者、たとえば原子炉の製造者等に対する損害賠償請求を認めていない。これは、関連産業の担い手に対して損害賠償請求をできない⁽²⁾とすることによって、原子力産業の円滑な発展を図る趣旨である。

また、原子力災害において賠償の対象となる「原子力損害」とは、原賠法上、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用により生じた損害、核燃料物質等の放射線の作用により生じた損害、及び核燃料物質等の毒性的作用により生じた損害と定義されている。これら作用と原子力損害との間に相当因果関係が必要とされている。

第4 原子力損害賠償紛争審査会による指針の公表

原賠法は、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができるとしている。

同審査会は、本年4月28日、「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」⁽³⁾を公表した。同指針によれば、以下の損害が、本件災害と相当因果関係のある損害とされている。

①政府による避難等の指示に係る損害 避難費用、営業損害、就労不能等に伴う損害、財産価値の喪失又は減少等、検査費用(人)、検査費用(物)、生命・身体的損害、精神的損害
②政府による航行危険区域設定に係る損害 営業損害、就労不能等に伴う損害
③政府等による出荷制限指示等に係る損害 営業損害、就労不能等に伴う損害

また同審議会は、同年5月31日、「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」⁽⁴⁾を公表しており、以下の損害について賠償の範囲に関する考え方が示されている。

①政府による避難等の指示に係る損害 一時立入費用、帰宅費用、精神的損害(避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害)、避難費用の損害額算定方法、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額算定方法
②政府等による出荷制限指示等に係る損害 出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害、出荷制限指示等の解除後の損害
③政府等による作付制限指示等に係る損害
④いわゆる風評被害

第5 異常な天災地変に基づく免責

原賠法3条但書は、原子力損害の発生が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、原子力事業者は責任を負わないと規定している。ここにいう「天災地変」には地震や津波が含まれるが、新聞等で報道されているとおり、問題は、「異常に巨大」という包括的な要件が、どの程度の地震や津波を指すのかという点である。

この点、原子力災害が発生した場合の甚大な被害に鑑みると、たとえ地震や津波でもおよそ経験的に考えられるような程度⁽⁵⁾のものに対しては防護措置がなされるのは当然である。よって、「異常に巨大」とは、一般的には日本の歴史上余り例の見られない大地震、大噴火、大風水災等、例えば、関東大震災の約3倍以上のものをいうと解されている。「関東大震災の3倍以上」の基準としては、震度、マグニチュード、加速度が考えられるところ、過去の内閣府原子力委員会において、損害の規模でなく原因、主に地震の規模によるべきものとされ、加速度を基準とすべきとする意見⁽⁶⁾が出されていた。

東日本大震災は、加速度において関東大震災の最大15倍との報道もあるが、福島原子力発電所付近における加速度との比較においては、3倍を超えていないという見方もあるようであり、「異常に巨大な天災地変」に該当するかは一義的には明確ではない。

第6 原子力事業者の損害賠償措置

原賠法は、原子力事業者の厳格な損害賠償責任を規定するところ、被害者の徹底的な保護を図るため、原子力事業者に対して、損害賠償措置を義務付けている。原賠法が定める主たる損害賠償措置は、①原子力損害賠償責任保険契約の締結又は②政府との原子力損害賠償補償契約の締結を行い、一工場若しくは一事業所当たり1,200億円(通常の商業規模の原子炉の場合)を原子力損害の賠償に充てることを内容としている。

このうち、①原子力損害賠償責任保険は、民間の損害保険会社が設立した日本原子力保険プールによって引き受けられる保険であるが、原子力損害が地震・噴火・津波による場合、及び正常運転等による災害の場合には、保険の対象外とされている。

次に、②原子力損害賠償補償契約は、原子力損害賠償補償契約に関する法律に基づいて、政府と原子力事業者との間で締結される。地震や噴火、正常運転等による原子力損害が発生した場合、政府は、同契約に基づき、原子力事業者が同損害を賠償することによって生じる損失を、原子力事業者に対して補償するものである。

第7 原子力損害の賠償に関する国による援助

原子力損害の金額が一事業所あたり1,200億円を超えるような場合、原子力損害の被害者の十分な救済が図れないこととなる。そこで国は、原賠法の目的を達成するため必要があると認めるときは、原賠法に基づいて、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとされている。

また、原子力災害が異常に巨大な天災地変に起因するために原子力事業者が損害賠償義務を負わない場合にも、国は、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずると

されている。

上記のとおり、本件枠組みは、東京電力が損害賠償義務を負うことを前提として、同社の国に対する支援の要請を受けて策定されたものである。

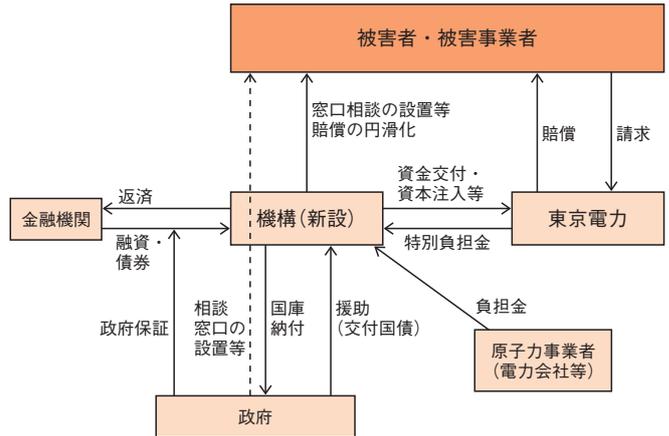
第8 本件枠組みの内容

本件枠組みは、政府の役割として、第一に、迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、そして第三に、国民生活に不可欠な電力の安定供給、の三つを確保することを目的として策定された。

本件枠組みの概要は以下のとおりである(別表「本件枠組みの概要」ご参照)。今後、これら内容を具体化する立法措置が取られる予定である。

- (1) 損害賠償の支払等に対応する支援組織(機構)の設立
- (2) 電力会社の機構への参加者と、参加者による機構に対する負担金の支払
- (3) 機構による原子力事業者に対する必要な援助により原子力事業者を債務超過にさせないこと
- (4) 政府または機構が被害者からの相談に応じること、及び、機構が円滑な賠償のために適切な役割を果たすこと
- (5) 政府による機構に対する交付国債の交付、政府保証の付与等の必要な援助
- (6) 政府による原子力事業者の経営合理化等についての監督(認可等)
- (7) 援助を受けた原子力事業者による機構に対する特別な負担金の支払
- (8) 原子力事業者からの負担金等を原資とした機構による国庫納付
- (9) 原子力事業者が負担金の支払により電力の安定供給に支障が生じるなど例外的な場合における政府の補助

【本件枠組みの概要】



※機構は、金融機関が行う東京電力に対する融資への債務保証、東京電力社債等の購入等が可能
※政府または機構が、被害者の相談窓口の設置等を行うことについて検討
(注(1)記載のHPより抜粋)

以上

- (1) <http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/songaibaisho_110513_01.pdf>
- (2) 竹内昭夫「原子力損害二法の概要」ジュリ236号29頁以下(1961)
- (3) 第一次指針の具体的な内容につきましては、<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1305640.htm>をご参照ください。
- (4) 第二次指針の具体的な内容につきましては、<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1306698.htm>をご参照ください。
- (5) 前掲注2.32頁
- (6) 原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会「免責事由(異常に巨大な天災地変)について」<<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/songai/siryo/siryo03/siryo3-6.htm>>

弁護士
野間敬和
(1970年生)

Yoshikazu Noma
直通 / 03-6438-5618
MAIL / ynoma@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
一般企業法務
証券化/プロジェクトファイナンス
金融コンプライアンス
コーポレート・ファイナンス
国際企業取引
不動産取引

【登録、所属】
東京弁護士会(2004)
ニューヨーク州(2004)

デリバティブ取引
倒産処理/企業再建

企業結合規制の見直しと実務対応

—— 弁護士 柏木裕介
—— 弁護士 藤井大悟

第1 はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、本年6月14日に、企業結合規制(審査手続及び審査基準)⁽¹⁾の見直し内容及びそれが7月1日に施行される旨を公表した。見直しの内容は本年3月4日から意見募集が行われていた見直し案から大きな変更はなされていない(本稿では言及していないが、実体面で市場の縮小に対する評価が運用基準に明記された等の変更があった。)

今回の見直しは、手続面と実体面の両面にまたがるものであり、手続面では従来型の事前相談制度の廃止が、実体面では市場画定や競争の実質的制限の具体的な考慮要素のガイドラインへの明記が主要な点である。本稿では、見直しの内容と今後の企業結合審査及び実務対応について考察する。

第2 手続面の見直し

手続面においては、手続きの迅速性、透明性及び予見可能性を高めるという目的でいくつかの見直しが行われたが、事前届出の対象となる企業結合計画についての事前相談制度の廃止が実務に最も大きな影響を与えるであろう。

企業結合計画にかかる事前相談については、従来、公取委

の「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(以下「旧対応方針」という。)においては、原則として、当事会社による追加資料提出後30日以内の期間で第1次審査を行い、更に審査が必要な場合には第2次審査を行い、第2次審査においては公取委が要請した具体的な資料の提出が完了した日から90日以内に審査結果を回答することとされていた。しかし、実際の事前相談では、旧対応方針から導かれるイメージとは異なり、いわゆるゼロ次審査が行われ、最終的な結論の見通しがついた段階で、第1次審査に入ることが多かった。実際、正式に第2次審査に入った案件は、平成19年度の(株)トプコンと(株)ソキアの件以降、皆無に近かった。しかし、タイムスケジュールが不明確なまま実質的な審査が続くことに対し、手続きの透明性や予見可能性を欠くとして批判の対象となっていた。このような批判が、平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略において、「企業の戦略的な事業再編の促進」に向けた取り組みの中の「グローバル市場にも配慮した企業結合規制」の実施という項目で取り上げられ、その後の紆余曲折を経て今回の見直しに至ったものである。

ところで、そのような批判も考慮したためと思われるが、最近では、事前相談において、旧対応方針に則って第1次審査及び第2次審査(第三者からの意見の受付手続を含む)が行われた事案が相次いで公表されており(BHPビリトンとリオ・ティントの(4)件、東洋アルミニウム(株)と昭和アルミパウダー(株)の(5)件、JX日鉱日石エネルギー(株)と三井丸紅液化ガス(株)の(6)件、北越紀州製紙(株)と東洋ファイバー(株)の(7)件)、運用の改善が見られる。また、アジレント・テクノロジーズとバリアンの(8)件では法定の事前届出手続きの中で報告等要請(独占禁止法10条9項)が初めて行われた。株式取得に対する事前届出制度の導入を契機として、経済界の一部から更なる透明性のある手続きを求める声が高まっていた状況下での動きである。

このような状況の中で決定された見直し内容では、公取委は、届出を要する企業結合計画に対する独占禁止法上の判断は、法定の届出後の手続においてのみ示すこととし、届出書の記載方法等に関して任意の相談制度(届出前相談)を設けるという内容となっている。すなわち、手続きの不透明性が指摘されていた従来型の事前相談を廃止するというドラスティックな結論となっている。この点、新しく定められた「企業結合審査の手続に関する対応方針」(以下「新対応方針」という。)によれば、届出を要する企業結合については、事業者は最初から正式な届出を行い、公取委としても、正式届出において初めて実質的な審査を開始することになる。また、公取委がより詳細な審査が必要として前述の報告等要請を行う際も、公取委は報告等を求める趣旨について報告等要請書に記載しなければならないとされるため、未受理の報告があるとして事前通知をすることができる期間(90日以内)の起算点を遅らせることは相対的には難しくなったように思われる。そして、その他の変更点も踏まえると、企業結合審査の透明性や予見可能性、迅速性が高まるという期待も抱かせる。しかし、当事会社側としては、事前相談において最終判断を得ることができなくなることで、企業結合のスケジュールを組む際に、困難な状況を生ずるおそれが現実化しつつある。届出時点では想定しなかった事業売却などの問題解消措置を届出後に初めて要請される可能性も否定できないのである。

この点、透明性や迅速性という面でも、真に難易度の高い案件に限っていえば、従来、第1次審査開始前に実質的な審査が行

われてきたのは、公取委としても事前相談の第1次審査及び第2次審査の期間制限内では最終的な結論を出すことは困難な実情があったからである面は否めない。そして、その実情自体は今後も大きく変わることはないように思われる。そのような状況を踏まえると、今回の見直しが、事前相談制度への批判に対する答えとして真に適切なものであるかは議論の余地があり、今後の運用実態を注視していく必要がある。例えば、企業結合計画について公取委の心証を予め得たい事業者は、届出前相談において、実質的な審査に関連する資料や情報のやり取りを行うなど、新対応方針には記載のない運用が形成されていく可能性もある。本年6月2日付新聞報道等によれば、平成24年10月の合併を目指す新日本製鉄と住友金属工業が本年5月31日に合併審査を求める届出書を正式に提出し、受理されたとのことである。本年2月3日の両社の計画発表から約4ヶ月を経ての受理であり、今後の実務対応の参考にならう。

第3 実体面(審査基準)の見直し

審査基準については、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(以下「ガイドライン」という。)について、①国境を越えて地理的範囲が画定される場合についての考え方、②輸入圧力の評価についての考え方、③隣接市場からの競争圧力の評価についての考え方、④当事会社の経営状況の評価についての考え方等について、より明確化する改定が行われた。これらは、運用の変更ではなく、運用実態をガイドラインに明示したものと位置づけられる。

まず、①については、「内外の主要な供給者が世界(又は東アジア)中の販売地域において実質的に同等の価格で販売しており、需要者が世界(又は東アジア)各地の供給者から主要な調達先を選定している」場合が、世界(又は東アジア)市場が確定され得る場合の具体例として明記された。これまでも、平成19年度のTDK(株)とアルプス電気(株)の件(公取委「平成19年度における主要な企業結合事例」事例7。以下、同様のものを、「H19-7」等と略記する。)や、平成21年度のNECエレクトロニクス(株)と(株)ルネサステクノロジの件(H21-6)では、そのような考え方に基いて世界市場のみが検討対象とされている。

次に、②と③は、いずれも潜在的な競争圧力も評価することが明記された。これまでも、例えば平成19年度のサンエツ金属(株)と新日東金属(株)の件(H19-5)では、隣接市場からの競争圧力及び輸入圧力の双方について、潜在的なものを評価しており、平成21年度の新日本石油(株)と新日鉱ホールディングス(株)の件(H21-2)では潜在的な輸入圧力を評価している。また、平成22年度の東洋アルミニウム(株)と昭和アルミパウダー(株)の件でも潜在的な隣接市場からの競争圧力が評価されたことが伺われる。更に、平成23年2月の北越紀州製紙(株)と東洋ファイバー(株)の件では、公取委が画定した市場についてシェアが100%となるにもかかわらず企業結合が容認されているが、これも、将来の隣接市場からの競争圧力を考慮したものと評価できる。

最後に、④については、業績不振のために競争を実質的に制限することとなるおそれが小さい場合の具体例として、「継続的に大幅な経常損失を計上している」場合等が追加された。従来から、平成19年度の(株)三交ホールディングスと名阪近鉄バス(株)の

件(H19-9)、平成20年度の(株)大阪証券取引所と(株)ジャスダック証券取引所の件(H20-7)、平成21年度の(株)エクシングと(株)BMBの件(H21-5)など、当事会社の厳しい経営環境や業績悪化に言及した上で結果的に寡占市場における企業結合を容認した事例が見られる。この点、東洋アルミニウム(株)と昭和アルミパウダー(株)の件では、昭和アルミパウダー(株)の債務超過の状況及び他に救済可能な事業者がないことを指摘して、結果的にシェア75%となる企業結合を容認している。

第4 まとめ

今回の見直しは、実体面については、従来の運用実態を踏まえて、公取委がその考え方をガイドラインに明示したものと評価することができ、今後、明示された要素について、企業結合審査の実務においてもより積極的な評価が行われることが期待される。

一方、届出前相談では実質的な判断を示さないという見直しが、仮にワークしなければ、直ちに、更なる見直しを検討すべきである。そうでなければ、ゼロ次審査が届出前相談と名称変更しただけになる可能性がある。見直しがワークするよう関係者として創意工夫をしていきたい。

以上

- (1) 公取委「企業結合(審査手続及び審査基準)の見直しに伴う公正取引委員会規則の一部改正等について」(平成23年6月14日)
- (2) 一方、届出を要しない企業結合計画に関する事前相談については、最終的な判断を行うこととされている点には注意が必要である。
- (3) 社団法人日本経済団体連合会「企業結合に関する独占禁止法上の審査手続・審査基準

- の適正化を求める」(平成22年10月19日)等。
- (4) 公取委「ビー・エイチ・ピー・ピット・ピーエルシー及びビー・エイチ・ピー・ピット・リミテッド並びにリオ・ティント・ピーエルシー及びリオ・ティント・リミテッドによる鉄鉱石の生産ジョイントベンチャーの設立に関する事前相談の審査の中止について」(平成22年10月18日)。
 - (5) 公取委「東洋アルミニウム株式会社による昭和アルミパウダー株式会社の株式取得について」(平成22年12月28日)。
 - (6) 公取委「JX日鉱日石エネルギー株式会社と三井丸紅液化ガス株式会社による液化石油ガス事業の統合について」(平成23年1月7日)。
 - (7) 公取委「北越紀州製紙株式会社による東洋ファイバー株式会社の株式取得について」(平成23年2月15日)。
 - (8) 公取委「アジレント・テクノロジーズ・インクによるバリアン・インクの株式取得について」(平成22年6月9日)。なお、公表文には事前相談が行われた旨の記載がなく、事前相談を経ずに届出が行われた可能性もある。

弁護士
柏木裕介
(1970年生)

Yusuke Kashiwagi
直通 / 03-6438-5354
MAIL / ykashiwagi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

独占禁止法
訴訟

資源エネルギー法

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2001)

弁護士
藤井大悟
(1979年生)

Daigo Fujii
直通 / 03-6438-5310
MAIL / dfujii@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

独占禁止法
訴訟

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2009)

Rotterdam Rulesが海運実務に与える影響

— 弁護士・海事補佐人 長田旬平

第1 はじめに

2009年9月23日、オランダのロッテルダムにおいて新たな国際海上物品運送契約(Rotterdam Rules)の署名式典が行われ、2011年5月までに23ヶ国が署名した。本条約は、20ヶ国が加盟(批准・受諾・承認・加入)し1年を経過した時点で発効するとされるが、2011年1月19日、スペインがついに初となる加盟を表明した。そのため、他の署名国の動向次第では、近い将来発効することが予想されている⁽¹⁾。

本稿では、同条約の発効により想定される海運実務への影響を紹介することとする。

第2 Rotterdam Rules登場の経緯

国際海上物品運送契約における運送人の責任を規律する条約としては、1924年のHague Rulesに引き続き1968年に成立したいわゆるHague-Visby Rulesが世界的な主流であり、我が国の国際海上物品運送法も、同条約及び1979年改正議定書を国

内法化したものである。

その後、発展途上国を中心に、同条約が運送人に有利に過ぎるとの批判が上がったことを受け、1978年に運送人の責任を強化する内容のHamburg Rulesが成立し1992年に発効したが、主要な先進海運国の参加に至らず、加盟国は少数に留まった。

そのような状況の中で、運送人・荷主間のリスクバランスを図りつつ、輸送技術の進歩(コンテナリゼーション)・電子商取引の拡大・運送契約の多様化(複合運送契約)といった社会的変化に対応すべく登場したのがRotterdam Rulesである。

第3 Rotterdam Rulesの特徴 ～適用範囲の拡大と運送人の責任強化～

簡潔に言うならば、Rotterdam Rulesの主な特徴は、Hague-Visby Rulesに比べ、①あらゆる面でその適用範囲が拡大したこと、②運送人の責任が強化されリスクバランスが荷主有利にシフトしたこと⁽²⁾の二点である。詳細は、下記の表に整理したとおりである。

運送人の責任が強化された点として最も影響が大きいのは、航海過失が免責事由から除外された点であろう(17条3項参照)。荷主の立場からすると、これまで諦めざるを得なかった船長の判断ミスによる衝突・座礁といった航海上の過失に起因する貨物の損害につき、相手船のみならず、自船(積載船)の運送

人に対しても損害賠償請求を行うことができることとなる。

また、Hague-Visby Rulesにおいては、運送人は発航時にのみ堪航能力(航海を安全になし得る能力を備えた船舶を提供すべき義務)を備えていれば足りるものとされていたのに対し、Rotterdam Rulesにおいては、航海中も継続して堪航能力を維持することが求められる(14条)。これにより、堪航能力に関しても運送人の責任が強化されたといえることができる。

さらに、出訴期間が1年から2年に延長されたほか(62条1項)、裁判管轄に関する規定が新設されたことにより(66条以下)、紛争解決手続の面でも荷主に有利な法制度が整備された。

		Hague-Visby Rules	Rotterdam Rules
適用範囲	輸送	(a) B/Lが締結国で作成される輸送、 (b) 締結国の港からの輸送、 (c) B/Lに条約の適用が明記されている輸送、のいずれかの輸送	契約上の受取地・船積港・引渡地・荷揚港のいずれかが締結国に所在する輸送(5条)
	契約	B/Lが発行される全ての国際海上輸送	B/L発行の有無を問わず、国際海上輸送を含む有償の運送契約(5条)
	主体	荷送人との契約運送人である船主又は傭船者	荷送人と運送契約を締結する者(下請運送人、ステバドア、ターミナルオペレーター等も含む。)(1条5・8・9号)
運送人の責任	区間	船積から荷揚まで(Tackle to Tackle)	原則として、受取から引渡まで(Door to Door)(12条1項)
	堪航性	発航時に堪航性担保義務	発航時のみならず、航海を通じて継続的に義務を負う(14条)
	限度額	666.67SDR / Package又は2SDR / Kgのうち高い方	875SDR / Package又は3SDR / Kgのうち高い方(59条1項)
	過航海	免責	有責。ただし、運送人が不可抗力を立証した場合は免責(17条3項参照)
	火災	免責	免責。火災が運送人側の過失によって生じたことを請求者側が立証した場合は有責(17条3項a号)
	延着	規定なし	引渡期限の合意があることを前提に、期限までに引渡がなければ有責(21条)。ただし、B/L約款等により排除可。
	遅延損害	規定なし	有責。遅延した物品分の運賃の2.5倍を限度とする。また、貨物損害と合算で上記責任限度額が上限(60条・61条)

第4 その他の注意点 ~荷主が注意すべきポイント~

他方で、運送人に対する荷送人の責任を正面から規定している点も、これまでの条約には見られない特徴である(第7章)。中でも、貨物に関して提供する情報の正確性の担保義務、危険物に関する性質等の通知義務及び記号やラベルの貼付義務については、無過失責任とされている(30条2項・32条)。積載した危険物が原因とされる火災・爆発等の事故が生じ、運送人が損害を被った場合には、荷送人は運送人に対する結果責任を追及されることとなる上、運送人責任のような責任限度額の定めもないため、注意が必要である。

また、運送人の義務・責任を減免する特約が許されないことはHague-Rules以来の大原則であったが(片面的強行規定)、Rotterdam Rulesでは、基本的にはこの原則を維持しつつも(79条1項)、「数量契約(Service Contract)」と呼ばれる重大な例外を設けている(80条)。「数量契約」とは、合意された期間内における一連の船積による特定の数量の物品の運送を規定する契約であり、数量の特定は、最低限、最大限又は一定の幅を持つものとされ(1条2項)、北米定期船航路におけるService Contract等がこの典型とされる。しかし、その定義が抽象的であるがゆえ、解釈いかんによっては例外が無限定に広がり、これまで片面的強行規定により最低限守られていた荷主の立場がHague

Rules以前の状態にまで貶められるおそれがあるとの懸念さえ聞こえる。現在のところ、世界的にも国内的にもこの解釈に関する確定的な考え方が存在するものではないので、今後の学説等の動向を注意深く見守る必要がある。

こうしてみると、Rotterdam Rulesは概して荷主有利の法制度であると言われるものの、必ずしもそうとは言えない側面も存在するので、荷主サイドとしては注意が必要である。

第5 今後の見通し

未だに1924年のHague Rulesに準拠している米国が既に署名し、さらに中国等の主要な荷主国の参加も予想されている状況からするとそう遠くない将来、Rotterdam Rulesが今後の国際海運実務の主流となり、世界の法制度が荷主優位へと大きく舵を切っていく可能性は十分に考えられる。

我が国は未だ署名すらしていない状況であるものの、自ら加盟せずとも、Rotterdam Rulesが適用された運送契約の輸出入貨物には国内運送区間にも強行適用されることから(5条1項)、米国・中国等との貿易量が多い我が国の海運業界が期せずして大きな影響を受けるのは必定である。

したがって、Rotterdam Rules発効に向けた各国の動向を注意深く見守るとともに、100条近くに及ぶ各条項の意味内容についても事前に深く理解しておく必要があると言えよう。

以上

- (1) 署名・加盟等に関する最新の状況については、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)のHPを参照されたい(http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/transport_goods/rotterdam_status.html)
- (2) 藤田友敬ほか「平成21年度日本海法学会シンポジウム『新しい国際海上物品運送契約(ロッテルダム・ルールズ)の検討』報告」海法会誌復刊第53号(日本海法会・2009年)、池山明義=石井優「対論 ロッテルダム・ルールズ」海運2010年6月号31頁・7月号99頁・8月号52頁参照。

弁護士・海事補佐人

長田 旬平

(1980年生)

Jumpei Osada

直通 / 03-6438-5441

MAIL / josada@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

海事全般
紛争解決
企業犯罪

広報法務 / リスクマネジメント
コンプライアンス
刑事

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2007)
海事補佐人(2010)
日本海法学会(2011)



TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料でセミナーを開催しております。2011年4月から6月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1ヶ月前を目処にTMIのHPの「Topics」(<http://www.tmi.gr.jp/information/topic/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、広報担当：蜂谷までお問い合わせください。
【電話】(03)6438-5511(代表) 【email】monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第34回セミナー(平成23年4月15日)

テーマ:「インド会社法入門～新会社法(案)と1956年会社法の比較を通じて」
講師:インド・東南アジア・プラクティス・チーム 弁護士 岡田英之、同 林 志野
パネリスト:弁護士 林 康司、同 柏 健吾
インド共和国弁護士・トレーニー レイ・ビクラム・ナト

近年のインド経済の発展に対応するため、1956年に制定された現行のインド会社法を改正する新会社法案が2009年に起草され、近い将来、成立する見通しです。本セミナーでは、現行インド会社法と新会社法案を比較することにより、現行インド会社法の基本的な事項を確認しつつ、新会社法案について解説するとともに、当事務所で研修中のインド共和国弁護士を交え、現行インド会社法の下でのいくつかの重要な判例を解説しました。

2 第35回セミナー(平成23年5月20日)

テーマ:「リニエンシーと企業結合の実務」
講師:弁護士 柏木裕介、同 海住幸生、同 藤井大悟

近年独占禁止法分野において、カルテルに係るリニエンシー(課徴金減免)制度やM&A実務における企業結合審査が注目されています。本セミナーでは、国内外のリニエンシー制度の概要、実務上の留意点を解説するとともに、企業結合審査に関する手続及び実体面の運用を踏まえた今後のM&A戦略について解説しました。なお、本セミナーのうち企業結合審査に関連する部分につきましては、本ニュースレター4頁をご参照ください。

3 第36回セミナー(平成23年6月17日)

テーマ:「中国マーケットへの進出から撤退までの実務」
講師:弁護士 山根基宏(TMI上海オフィス)

日本企業にとって、震災からの本格的復興のためにも、ますます中国市場で成功することが重要になってきています。本セミナーでは、日本企業が中国進出において陥りやすい盲点を紹介するとともに、企業運営の各段階において実務上留意すべきポイントについて、具体例を挙げて解説しました。なお、TMIでは、「中国最新法令情報」を毎月発行しており、当事務所のウェブサイトからご覧いただけます(<http://www.tmi.gr.jp/office/china/index.html>)。

書籍紹介

『新・注解 特許法[上巻][下巻]』



【編著者】中山信弘・小泉直樹
【著者】森崎博之、根本浩、岡田誠、松山智恵、内藤和彦、赤堀龍吾、伊藤健太郎、酒井仁郎、山田拓 他
【発行日】2011年4月
【出版社】青林書院
【価格】上巻17,850円(税込)、下巻19,950円(税込)
【判/頁】A5判/上巻1,424頁、下巻1,536頁

本書は、特許法のコンメンタールであり、「注解・特許法」の後継書として、新たに全面的に書き下ろされたもので、当事務所の弁護士及び弁理士も多数執筆に加わっています。旧「注解・特許法」の平成12年の最終改訂以降、間接侵害、無効理由を有する特許の行使制限、職務発明、異議申立制度の廃止等種々の大きな改正がなされ、また、この間、知的財産高等裁判所が設立され、多くの重要判例が蓄積されており、本書の重要性は極めて高いものと言えます。

『会社法務入門(第4版)』



【著者】堀龍兒・淵邊善彦
【発行日】2011年7月(予定)
【出版社】日本経済新聞出版社
【価格】1,050円(税込)
【判/頁】新書判/312頁

会社法関連から取引・契約、債権管理まで、企業法務全般について初心者向けにわかりやすく解説しております。金融商品取引法、消費者契約法など新たな法制度や、M&A関連の法務、独禁法など重要性を増す分野を大幅加筆しました。

『重要判例で読み解く株主総会の運営実務』



【編著者】荻野敦史
【著者】生頼雅志、鈴木貴之、應本健、田代啓史郎、竹内信紀、大野修平、下江毅、水田進
【発行日】2011年6月
【出版社】清文社
【価格】3,150円(税込)
【判/頁】A5版/352頁

本書は、株主総会の運営に関する重要判例を網羅的に検討することにより、今後の株主総会運営のヒントをつかんでもらうことを企図した書籍です。会社法が施行され5年が経過しましたが、旧商法下の判例は、会社法下の株主総会運営においても十分に参考になるものといえます。また、本書は、会社法施行後の最新の判例や実務における問題点にもできる限り触れるようにしており、株主総会の議長、役員、総会担当者など、株主総会に携わるすべての皆様の参考になる書籍です。

『シチュエーション別 提携契約の実務』



【編著者】淵邊善彦
【著者】柏健吾、花本浩一郎、中川浩輔、近藤圭介、小川聡、大久保和樹、堀木淳也
【発行日】2011年5月30日
【出版社】商事法務
【価格】3,570円(税込)
【判/頁】A5版/324頁

企業成長・再生の切り札「提携」契約の実務について、具体的な交渉の中で各契約条項がどのようにまとまり、交渉上どのような点に留意すべきかを流れに沿って解説。交渉の駆け引きと落とし所がわかる1冊です。

被災地無料法律相談プロジェクトの報告

弊事務所では、本年4月16日(土)から6月8日(水)までの間、株式会社ドン・キホーテ様より同社の被災者支援活動への参加の依頼を受け、宮城県仙台市青葉区にあるドン・キホーテ 晩翠通り店の一角において、東日本大震災で

被災した方を対象とした無料法律相談を実施し、100名を超える方にご利用いただきました。今後も法律事務所として微力ながらも復興支援に貢献する所存です。

改正民訴法成立の報告

本ニュースレターVol.4で紹介致しました、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案ですが、平成23年4月に成立致しました。施行期日は、別途政令で定めることとされています。

本ニュースレターで採り上げて欲しいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部:TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長:ktakahashi@tmi.gr.jp 03-6438-5533(直通)/TMIニュースレター編集部 編集長 弁護士 高橋 聖